

- ⑤ クリーンセンター内の施設に関係のない者の立入りを制限し、駐車場等利用の場合は適切な場所に誘導すること。

(3) 環境衛生管理業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管理法）に基づく環境衛生管理基準に従って、建築物の環境衛生に関する維持管理を行うものとする。

- 1) 飲料水水質検査（*1年に1回の点検項目は委託期間内に必ず実施してください。）
 - ① 残留塩素測定 (1回/週)
 - ② 基本16項目 (1回/1年)
 - ③ 簡易11項目 (1回/1年)
 - ④ 夏期12項目 (1回/1年)
- 2) 空気環境測定 (6回/1年)
 - ① 測定項目 室内温度、相対湿度、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵、気流
 - ② 測定ポイント 12ポイント
- 3) 防虫防鼠作業
 - ① 施工場所 施設全体
 - ② 施工周期 (防虫作業) プラザ部分 (6回/1年)
プラント部分 (12回/1年)
(防鼠作業) 施設全体 (2回/1年)

(4) 清掃管理業務

- 1) 勤務時間は、原則として、年末年始(12/30～1/3)を除き次のとおりとする。
 - ① 平日(水曜日除く) 午前7時00分～午前11時00分 1名以上
 - ② 平日 午後1時00分～午後3時30分 1名以上
 - ③ 水・土・日・祝 午前7時00分～午前11時00分 1名以上※1月第4週土曜日は点検のため清掃の実施無し
- 2) 清掃業務に必要な器具及び器材は、受注者の負担とし、発注者の指定した場所にて保管・管理し、整理整頓に努めること。
- 3) 消耗品（トイレトーパー、手洗い石鹸、ゴミ袋など）は発注者の支給品を使用すること。
- 4) 浴槽（2箇所）は、発注者の指定する時間までに入浴可能な状態にすること。
- 5) 外周、屋外通路及び庭園にある植栽に、水遣り及び除草作業を行い、美観・設備の維持に努めること。
- 6) 定期清掃作業は、原則的に昼間の作業とし、年間計画表を作成し、発注者の承認を得た上で作業を行うこと。
- 7) 清掃作業に使用する薬剤は、人畜無害なものであること。
- 8) 窓ガラス清掃の作業時は、監視人やカラーコーンを設置するなど通行人に注意し、ヘルメット・安全带等を着用し安全作業の徹底を図ること。
- 9) 定期清掃および窓ガラス清掃作業時は建物・備品類に損傷を与えないよう措置すること。
- 10) 作業は別紙添付の「清掃範囲図面」及び「清掃作業表」に基づいて実施すること。